

資産運用報告書の適正性に関する確認書

平成 30 年 5 月 18 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

本店所在地	東京都千代田区九段南三丁目 8 番 1 1 号
不動産投資信託証券発行者名	さくら総合リート投資法人 (コード : 3473 )
代表者の役職・氏名 ( 署 名 )	執行役員・村中 誠 村中 誠

本投資法人の執行役員である村中 誠は、本投資法人の第 3 期事業年度（平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日）の資産運用報告書の提出時点において、当該報告書に不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）上の投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、法定開示を含む資産の運用に係る業務等をさくら不動産投資顧問株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、投信法に基づき、資産の保管に係る業務、機関運営に関する一般事務及び投資主名簿管理等に係る事務を三井住友信託銀行株式会社に、会計事務等に係る一般事務を兼山公認会計士事務所（以下、「一般事務受託者」といいます。）にそれぞれ委託しております。また、本投資法人の会計監査人は、PwC あらた有限責任監査法人です。

なお、私は本投資法人の執行役員と資産運用会社の代表取締役を兼職しております。

2. 資産運用報告書の作成プロセスについて

資産運用報告書は、一般事務受託者が作成した会計帳簿を基に、所管である資産運用会社の関係各部署より集約された情報を勘案した上で原案を作成しております。当該原案については、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言を受け、また、財務諸表について会計監査人による監査を受けて、作成しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者が作成した会計帳簿及び資産運用会社が保有する本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、資産運用報告書が作成されていることを確認しております。
- (2) 資産運用報告書の作成にあたり、資産運用会社内の業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しております。
- (3) 全ての重要な事項が本投資法人の役員会へ適切に付議・報告されております。
- (4) 本投資法人の会計監査人（PwC あらた有限責任監査法人）より、投信法第 130 条に規定される監査証明を受領しております。

以上